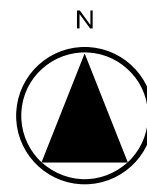


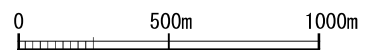


凡 例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域



1:25,000



出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」  
(平成 24 年 5 月 福岡市)

図 2.2-13 振動規制法に基づく自動車振動の要請限度の区域指定の状況

## (I) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号)により、規制地域内の工場及び事業場から排出される悪臭について規制基準が定められており、福岡市は市内全域が規制地域に該当しています。

また、特定悪臭物質の濃度を規制するだけでは不十分な場合もあることから、これを補完する目的で「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、必要に応じて臭気指数による指導を行っています。この要綱は、悪臭防止法の規制地域(福岡市全域)に適用されます。

特定悪臭物質の物質濃度規制基準は表2.2-34に、臭気指数の指導基準は表2.2-35に示すとおりです。

表2.2-34 特定悪臭物質の規制基準

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和48年5月31日 福岡市告示第82号 最終改正 平成8年1月4日 福岡市告示第4号)

	特定悪臭物質	規制基準	
1	アンモニア	1	ppm 以下
2	メチルメルカプタン	0.002	ppm 以下
3	硫化水素	0.02	ppm 以下
4	硫化メチル	0.01	ppm 以下
5	二硫化メチル	0.009	ppm 以下
6	トリメチルアミン	0.005	ppm 以下
7	アセトアルデヒド	0.05	ppm 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05	ppm 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02	ppm 以下
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	ppm 以下
12	イソバレールアルデヒド	0.003	ppm 以下
13	イソブタノール	0.9	ppm 以下
14	酢酸エチル	3	ppm 以下
15	メチルイソブチルケトン	1	ppm 以下
16	トルエン	10	ppm 以下
17	スチレン	0.4	ppm 以下
18	キシレン	1	ppm 以下
19	プロピオン酸	0.03	ppm 以下
20	ノルマル酪酸	0.001	ppm 以下
21	ノルマル吉草酸	0.0009	ppm 以下
22	イソ吉草酸	0.001	ppm 以下

備考：規制値は、敷地境界の規制値を記載しています。排出口及び排出水の規制値は、この規制値及び流量や排出口高さなどをもとに算出します。

表2.2-35 臭気指数の指導基準

区 分		指導基準 (臭気指数)
敷地境界		10
排出口	排出口の高さ 5m 以上 15m 未満かつ排ガス量が 300Nm <sup>3</sup> /以上	25
	排出口の高さ 5m 以上 30m 未満	28
	排出口の高さ 30m 以上 50m 未満	30
	排出口の高さ 50m 以上	33

出典：「福岡市悪臭対策指導要綱」(平成7年6月、福岡市)

## (オ) 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号 最終改正 平成23年6月22日 法律第71号)第3条第1項により、表2.2-36及び表2.2-37に示す全国一律の排水基準が設定されています。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、表2.2-38に示すとおり、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号 最終改正 平成23年6月22日 法律第71号)第3条第3項の規定に基づく博多湾に流入する区域として、表2.2-39に示す上乘せ排水基準(那珂川、御笠川及びそれに流入する河川)が設定されています。

表2.2-36 排水基準(有害物質に係る排水基準)

「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号 最終改正 平成23年10月28日 環境省令第28号)

	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
2	シアン化合物	1 mg/L
3	有機りん化合物 ※パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及びEPNに限る	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物(海域以外の公共用水域)	10 mg/L
26	ほう素及びその化合物(海域)	230 mg/L
27	ふっ素及びその化合物(海域以外の公共用水域)	8 mg/L
28	ふっ素及びその化合物(海域)	15 mg/L
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

- 備考) 1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚泥状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年 政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年 法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
3. セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。

表 2.2-37 排水基準（生活環境に係る排水基準）

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

最終改正 平成 23 年 10 月 28 日 環境省令第 28 号）

	有害物質の種類	単 位	許容限度
1	水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）		5.8～8.6
2	水素イオン濃度（海域）		5.0～9.0
3	生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
4	化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
5	浮遊物質量	mg/L	200（日間平均 150）
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	mg/L	30
8	フェノール類含有量	mg/L	5
9	銅含有量	mg/L	3
10	亜鉛含有量	mg/L	2
11	溶解性鉄含有量	mg/L	10
12	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
13	クロム含有量	mg/L	2
14	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000
15	窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
16	りん含有量	mg/L	16（日間平均 8）

- 備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素含有量及びりん含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表 2.2-38 上乘せ排水基準の区域

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」

（昭和 48 年 3 月 31 日 福岡県条例第 8 号 最終改正 平成 13 年 12 月 21 日 条例第 54 号）

区域の名称	範 囲
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（博多湾水域、遠賀川及びこれらに流入する公共用水域を除く。）

備考) この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画によつて表示されたものとする。

表 2.2-39 (1) 上乗せ排水基準 (博多湾水域)

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」

(昭和 48 年 3 月 31 日 福岡県条例第 8 号 最終改正 平成 13 年 12 月 21 日 条例第 54 号)

			項目及び物質並びにその許容限度											
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質 質量 (mg/L)		ノルマルキサン 抽出物質含有量 (mg/L)		フェノール類 含有量 (mg/L)			
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	動植物 油脂類 最大	鉍物油 最大		最大		
											最大		最大	最大
1 那珂川、御笠川及び河口海域並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100						
		畜産食品製造業 水産食品製造業 小麦粉製造業 パン製造業 菓子製造業 飲料製造業 ぶどう糖製造業 水あめ製造業 繊維製品製造業 と畜業	60	80			80	100	15					
	既設事業場	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	砂糖製造業	60	80	60	80	80	100					
		パルプ製造業及び紙製造業	60	80			70	100						
		写真現像業	60	80	60	80								
		し尿処理施設	合併処理	30	45			90	120					
			単独処理	90	120			120	150					
		下水道終末処理施設	20	30			70	100						
		合成樹脂製造業									1			
		その他の施設	90	120			120	150						
		新規事業場	し尿処理施設	30	45			90	120					
			追加指定施設	90	120			120	150					
			その他の施設	20	30	20	30	70	100	20		1		
		2 1を除く博多湾水域に排水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100				
				畜産食品製造業 水産食品製造業 飲料製造業	90	120	90	120	120	150	20			
			既設事業場	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	セメント製品製造業					50	70			
				と畜業	60	80	60	80	70	100				
				し尿処理施設	し尿処理対象人員 2,001人以上	30	45			70	100			
					し尿処理槽 2,000人以下	60	80			90	120			
その他のし尿処理施設	30				45			70	100					
下水道終末処理施設	20			30			70	100						
その他の施設	90			120	90	120	120	150						
新規事業場	し尿処理施設			30	45			70	100					
	下水道終末処理施設			20	30			70	100					
	追加指定施設			90	120	90	120	120	150					
	その他の施設			排水量 2,000m <sup>3</sup> /日以上	20	30	20	30	25	30	2	2	1	
				500 m <sup>3</sup> /日以上 2,000m <sup>3</sup> /日未満	40	50	40	50	50	70	10	2	1	
排水量が 500m <sup>3</sup> /日未満	60			80	60	80	70	100	15	2	1			

※ 那珂川、御笠川及び河口海域

福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津 5 丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る。

表 2.2-39 (2) 上乗せ排水基準 (博多湾水域)

- 1 この表に掲げる区域は、昭和63年12月1日における行政区画によつて表示されたものとする。
- 2 「特定施設」とは法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日の通常の排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 5 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。)に限つて適用する。
- 6 「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 7 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限つて適用する。
  - (2) 下水道整備地域に所在していなかつた特定事業場が下水道整備地域に所在することとなつた場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
- 8 施行令別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 9 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
  - (1) 施行令別表第1第66号の2、第66号の5から第66号の7まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く。)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以降に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
  - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう。)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となつた場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 10 一の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 11 二の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第一に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 12 一の項において「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。
  - (1) 施行令別表第1第66号の2及び第71号の2に掲げる施設であつて、昭和49年12月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手したもの
  - (2) 施行令別表第1第64号の2及び第69号の2に掲げる施設であつて、昭和51年6月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (3) 施行令別表第1第68号の2及び第71号の3に掲げる施設であつて、昭和54年5月10日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (4) 施行令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設であつて、昭和57年1月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (5) 施行令別表第1第69号の3に掲げる施設であつて、昭和57年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (6) 施行令別表第1第66号の3から第66号の7までに掲げる施設であつて、昭和63年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (7) 施行令別表第1第71号の5及び第71号の6に掲げる施設であつて、平成3年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
  - (8) 施行令別表第1第63号の3に掲げる施設であつて、平成13年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

## (カ) 土壌の汚染に係る規制

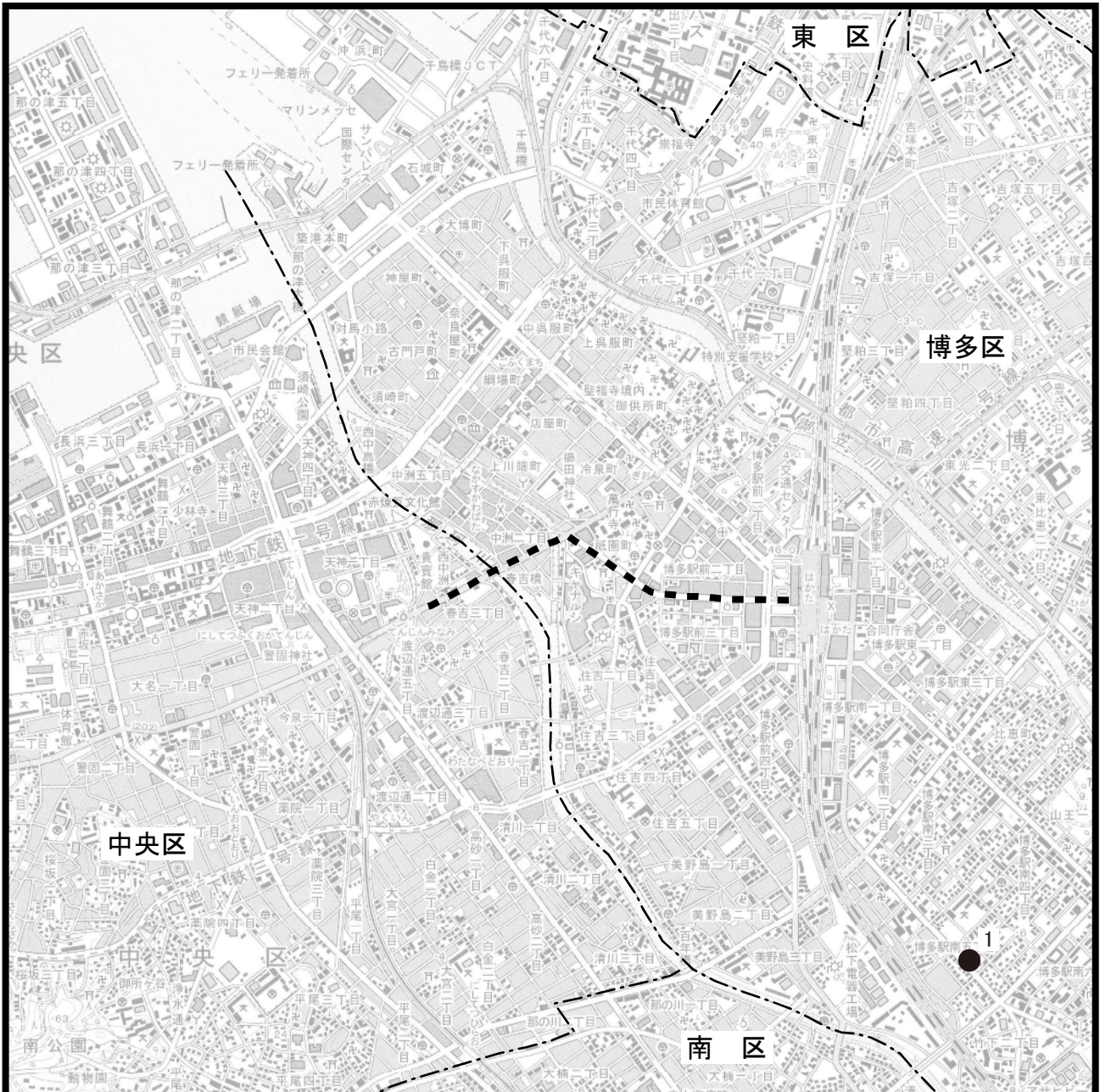
「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号 最終改正 平成 22 年 4 月 1 日 法律第 23 号）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項により、土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しない時は、健康被害のおそれの有無により要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、公示することとしています。

対象事業実施区域及びその周辺における形質変更時要届出区域の指定状況は、表 2.2-40 及び図 2.2-14 に示すとおりです。なお、要措置区域の指定はありません。

表 2.2-40 形質変更時要届出区域の指定状況

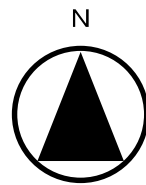
図中 番号	整理 番号	指定 年月日	指定 番号	所在地	区域の 面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
1	整-16-1	H17.3.14	形-1号	博多区博多駅南5-83-2	264.46m <sup>2</sup>	六価クロム化合物

出典：「福岡市の環境」（福岡市ホームページ）

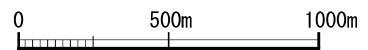


凡例

- 対象事業実施区域
- 形質変更時要届出区域



1 : 25,000



出典：「福岡市の環境」（福岡市ホームページ）

図 2.2-14 形質変更時要届出区域



## ウ. その他の環境に関する法令に基づく地域地区の指定状況

## (7) 指定された地域等の存在するもの

## a. 「都市公園法」の規定により指定された都市公園

対象事業実施区域及びその周辺における「都市公園法」（昭和31年4月20日 法律第79号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく都市公園（特殊公園、広域公園、運動公園、総合公園）の状況は、表2.2-41及び図2.2-15に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-41 都市公園の概況

種 別	公 園 名	面 積 (ha)
総合公園	東 公 園	7.0
総合公園	南 公 園	31.5

## b. 「都市公園法」の規定により指定された都市緑地

対象事業実施区域及びその周辺における「都市公園法」（昭和31年4月20日 法律第79号 最終改正 平成16年6月18日 法律第109号）に基づく都市緑地の状況は、表2.2-42及び図2.2-16に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-42 都市緑地の概況

図中番号	名 称
1	第9号千代北緑地
2	第4号須崎緑地
3	第20号住吉緑地
4	第25号赤坂緑地
5	第21号桜坂緑地

## c. 「都市緑地法」の規定により指定された特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく特別緑地保全地区の状況は、表2.2-43及び図2.2-17に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表2.2-43 特別緑地保全地区の概況

図中番号	地区名	面積 (ha)
1	住吉特別緑地保全地区	2.8
2	平尾東特別緑地保全地区	0.4
3	赤坂特別緑地保全地区	1.6
4	御供所特別緑地保全地区	6.0
5	浄水特別緑地保全地区	0.6
6	上川端特別緑地保全地区	0.8
7	博多駅前特別緑地保全地区	1.2
8	警固特別緑地保全地区	0.9
9	天神特別緑地保全地区	0.6
10	山王特別緑地保全地区	0.4

## d. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」の規定により指定された緑地保全林地区

対象事業実施区域及びその周辺における「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」（昭和49年4月1日 福岡市条例第32号 最終改正 平成17年3月31日福岡市条例第57号）に基づく緑地保全林地区の状況は、表2.2-44及び図2.2-18に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表2.2-44 緑地保全林地区の概況

地区名	面積 (ha)
大宮緑地保全林地区	0.10
警固緑地保全林地区	0.15

## e. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により指定された鳥獣保護区等の地域

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく鳥獣保護区等の状況は、表2.2-45及び図2.2-19に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表2.2-45 鳥獣保護区等の概況

名称	期限	面積	指定区分	所在地
福岡市鳥獣保護区	H28.11.14	約26,454ha	福岡県	福岡市・糟屋郡新宮町 ・糟屋郡久山町

出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成22年10月 福岡県）

## f. 「都市計画法」の規定により指定された風致地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号 最終改正 平成23年12月14日 法律第124号）に基づく風致地区の状況は、表2.2-46及び図2.2-20に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-46 風致地区の概況

図中番号	地区名	面積 (ha)
1	東公園風致地区	7.9
2	桜坂風致地区	19.4
3	福岡城址風致地区	107.2
4	住吉宮風致地区	2.6
5	南公園風致地区	86.8
6	警固風致地区	14.3

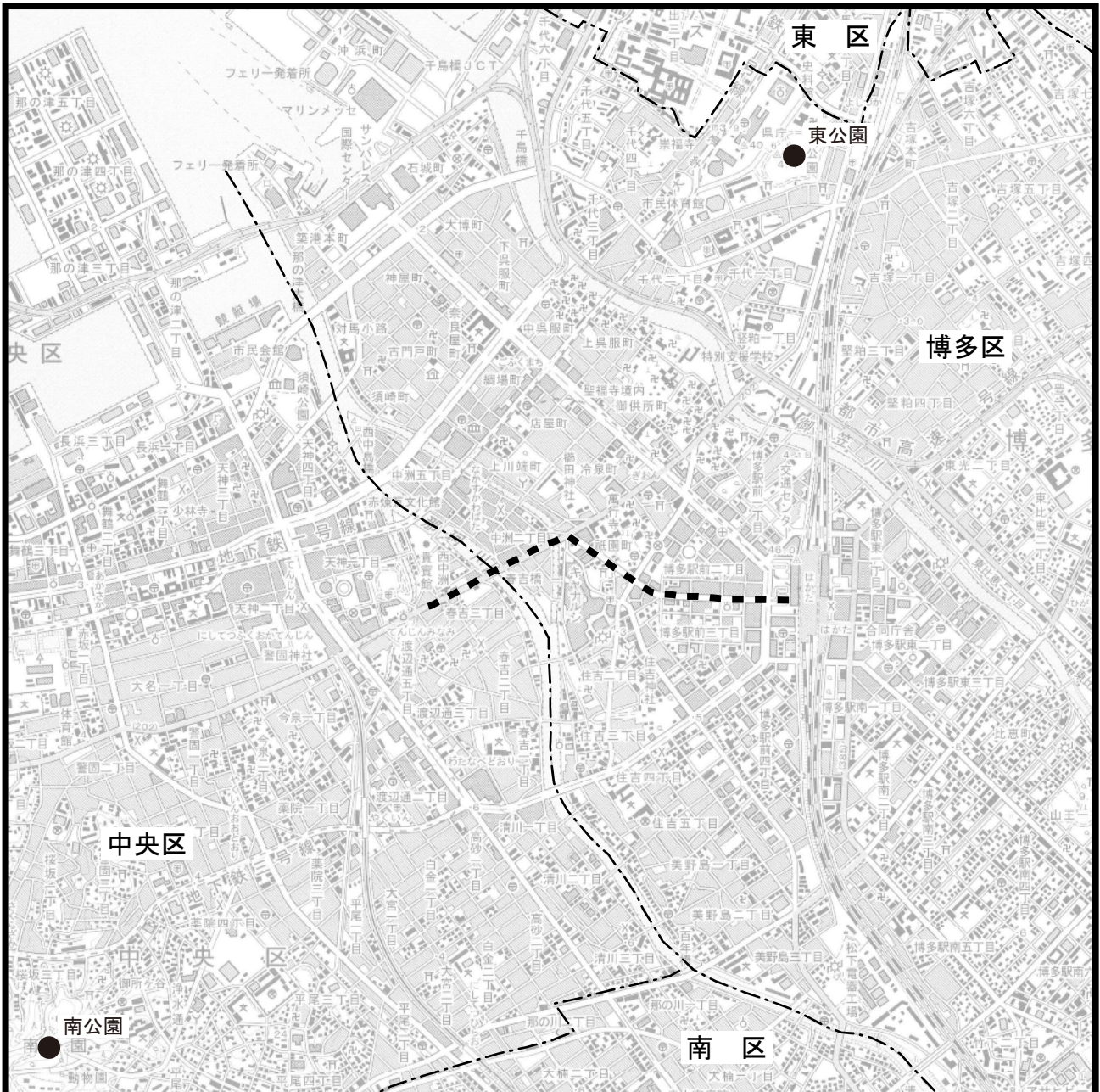
## g. 「福岡市都市景観条例」の規定により指定された都市景観形成地区

対象事業実施区域及びその周辺における「福岡市都市景観条例」（昭和62年3月9日福岡市条例第28号 最終改正 平成17年3月31日福岡市条例第99号）に基づく都市景観形成地区の状況は、表2.2-47及び図2.2-21に示すとおりです。

なお、はかた駅前通り地区都市景観形成地区は対象事業実施区域に該当しています。

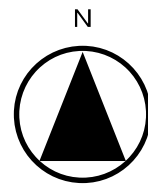
表 2.2-47 都市景観形成地区の概況

地区名	面積 (ha)
御供所地区都市景観形成地区	28.0
天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区	15.7
はかた駅前通り地区都市景観形成地区	7.0

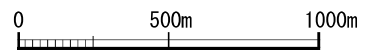


凡例

- 対象事業実施区域
- 都市公園

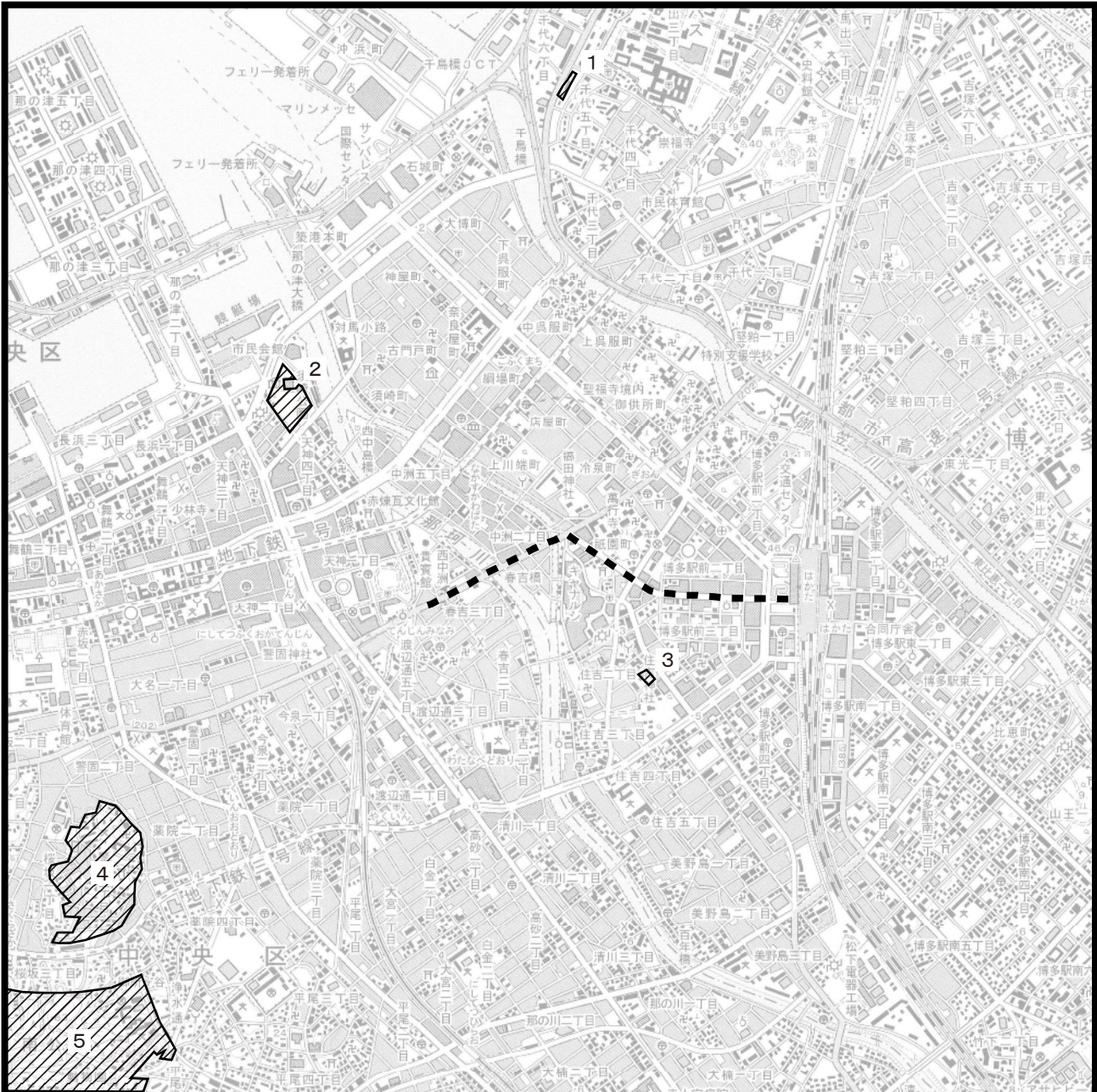


1 : 25,000



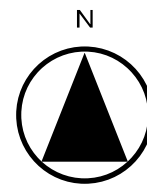
出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-15 都市公園の位置図

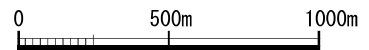


凡 例

- 対象事業実施区域
- ▨ 都市緑地



1:25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-16 都市緑地の位置図